

初任者研修実施に関わるQ & A

Q 1 非常勤講師である指導教員の勤務日数及び時間は、何に基づいているのか。

A 1 非常勤講師である指導教員の勤務日数及び時間は、辞令に記載された内容に基づいています。勤務日数及び時間を超えての報酬等については、学校教育課でお支払いすることができませんので留意願います。

なお、勤務時間は、勤務開始から休憩時間を除いた7時間です。様式5の「初任者研修非常勤講師勤務時間等割振表」と学校の時程表に基づき勤務するようお願いいたします。

Q 2 非常勤講師である指導教員が、後補充の非常勤講師を兼ねることはできるのか。

A 2 できます。しかし、後補充の非常勤講師としての辞令交付を受ける必要があるため、各学校から市町村教育委員会を通じて速やかに手続きを進めてください。

なお、辞令交付日より前の期日の勤務については、学校教育課で報酬等をお支払いすることはできません。初任者研修実施校において、非常勤講師の辞令交付日を必ず確認してください。

Q 3 拠点校指導教員は、初任者以外の若手教員を指導をすることができるのか。

A 3 できます。指導に当たる初任者が研修時間の軽減対象者であり、週時程の計画に研修時間として位置付いていない時間がある場合は、指導の準備やまとめ作業のみならず、新任講師や若手教員の授業を参観し指導助言を行うなど、校長の指示の下で有効に時間を活用するようお願いいたします。

Q 4 常勤講師である指導教員の通勤届は、どのように届け出るのか。

A 4 常勤講師である指導教員は、指導対象の初任者の在籍校に勤務する旨の辞令が交付されているため、初任者が勤務する全ての学校までの通勤経路を付した兼務の通勤届を拠点校に提出する必要があります。

Q 5 校内研修において、授業研修と一般研修との割合は概ね6：4とあるが、軽減対象者の校内研修でもそのように対応するのか。

A 5 軽減対象者については、必ずしも6：4とする必要はありません。軽減対象となる初任者の軽減は、主に一般研修を行う校内指導員の実施する研修時間から行うこととしているため、軽減対象の初任者には授業研修を中心に進めていただくようお願いいたします。

Q 6 軽減対象となる初任者は、必ず軽減しなければならないのか。

A 6 必ずしも軽減する必要はありません。学校長の判断で軽減を判断してください。

なお、初任者の実態に応じて、年度途中で年間研修時間を変更することは可能です。

Q 7 軽減対象の初任者であり、校内指導員による指導を受ける必要がない場合は、当該学校で校内指導員を任命する必要はないのか。

A 7 校内指導員は必ず任命するようお願いいたします。校内指導員は、指導教員と校内の全教員が連携し、計画的に初任者を指導する体制を構築する役割を担っています。